平成	29	年寄附分
13/4	40	HI HI /J

整理番号:

市町村民税 道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

平成 年 月 日 北海道豊富町長 殿	整理番号					
和两是更出的人。	フリガナ					
A II	氏名即					
住所	個人番号					
	性別					
電話番号	生年月日					
	「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。					
	あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。					
(注1) 上記に記載した内容に変更があった場 申請事項変更届出書を提出してください	場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例 ・。					
(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各 号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。						
1. 当団体に対する寄附に関する事項						
	寄附金額					
申告の特例の適用を受けるための申請は、① に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェッ	D及び②に該当する場合のみすることができます。①及び② ックをしてください。 					
① 地方税法附則第7条第1項(第8項)	に規定する申告特例対象寄附者である					
(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に と見込まれる者をいいます。	に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当する					
(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による						
申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者 (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税に ついて、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告 書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者						
② 地方税法附則第7条第2項(第9項)	に規定する要件に該当する者である □					
(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。						

住 所	受付日付印					
氏名	殿					
数 和来早,	受付団体名 北海道豊富町					

個人番号確認の書類添付欄	本人確認の書類添付欄	

2016年のマイナンバー導入に伴い、なりすまし防止のために「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーを申請書と一緒に郵送することが必須になりました。ご自身のマイナンバー受け取り状況に合わせて、以下の表の書類を手元に用意してください。

各自治体から手配される「通知カード(マイナンバーを通知するカード)」または「個人番号カード(マイナンバーの入った公的身分証明書)」のどちらを持っている、またはどちらも持っていない場合でご参照ください。

i 			
	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」を持っている人	「個人番号カード」 「通知カード」 のどちらも無い人
個人番号確 認の書類	個人番号カードの裏のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人確認の書類	個人番号カードの表のコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生 年月日または住所が確認できるようにコピーする。	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生 年月日または住所が確認できるようにコピーする。